１年延長になりました！

月形町

ふるさと特産品開発補助事業

月形町では、道の駅「275つきがた」のさらなる魅力向上、優れた地場産品の付加価値向上のため、特産品開発の企画開発や改良にかかる経費の一部を補助します。
この補助事業は令和８年度のみとなりますので、新たな特産品の開発をお考えの方は、ぜひご活用ください。

補助率

町内に住所を有する
個人・法人・団体
補助対象経費の**9/10**
（上限100万円）

道内に本店・営業所・事務所等を
有する法人
補助対象経費の **1/2**
（上限50万円）

条件

- 新たな産品の開発又は商品化に関するものであること。
- 道の駅で販売することを主たる目的とした特産品開発であること。
- 開発した商品を納入することに確実性があること。
- 販売予定価格及び販売価格が適正であること。
- 町の特産品として定着することが期待されるものであること。

対象経費

試作品の開発までにかかる…

- 原材料費
- 試験分析費
- 技術コンサルタント料
- デザイン費
- 消耗品費
- など

※対象経費の詳細は裏面をご覧ください。

受付期間

【第1期】
令和8年4月1日(水)
～
令和8年4月10日(金)

【第2期】
令和8年9月1日(火)
～
令和8年9月10日(木)

※第2期の募集は予算状況によります。

※事前審査が必要となりますので、申請前に必ず担当者までご連絡ください。

問い合わせ先 月形町役場 企画振興課 地域振興係

ＴＥＬ：0126-53-2325（直通）
E-mail：chiikishinko@town.tsukigata.hokkaido.jp

詳細・申請書 ▶ 月形町ふるさと特産品開発補助事業

補助の流れ

申 請	審 議	決定・事業実施	実績報告
担当者による事前審査が必要となります。申請に必要な書類を作成し、地域振興係までご連絡ください。	月形町ふるさと活性化運営協議会において、内容が適正か判断するために、申請者より計画書のプレゼンテーションをしていただき、審議を行います。	審議後、町長の判断により補助の決定をします。 決定後に事業を実施してください。	事業終了後、事業実績書や収支決算書等を提出していただき、補助金額を確定します。

補助金交付

補助対象経費

経 費	例
原材料費	直接使用する原材料費の購入
技術コンサルタント料	専門家からの指導や助言に係る経費
消耗品費	開発に係る消耗品
試験分析費	専門機関等における調査、品質保証表示等を得るための費用、成分分析等
デザイン費	パッケージラベル等の製作費
機械器具に要する経費	特産品開発に不可欠で申請者が直接使用するものでリース料のみを対象（上限20万円）
その他	町長が必要と認める経費

対象外

- 販売に係る経費（広告宣伝費・パンフレット作製・計器備品購入費など）
- 人件費・旅費（交通費・日当・宿泊代等）
- 食糧費

注意事項

- 補助対象経費となるのは、補助金の交付決定以降にかかった経費とし、試作品の開発までを対象とします。交付決定前に支出された費用については補助対象外となります。

過去３年間の実績

「つきがたまるごとアイスキャンディー」のデザインおよび開発
（Tsukigata LABO）

地元の恵みでカラダが喜ぶローグラノーラ新規商品化事業
（春木花き農園）

月形の景観をデザインした文具と生活雑貨の開発
（こぼれ種）

月形町産の米粉を使ったお菓子の開発
（月とうさぎ）

売れ筋メニュー商品化
（ポポット）

月形産農作物を使ったスイーツ商品の開発
（ユニティファーム）